

令和7年度

函館市まちなか店舗機能向上改修費補助金 のご案内

上限50万円



函館市では、函館駅前・大門地区の賑わいを創出するため、対象区域内で営業しているか、営業を予定している店舗に対して、改修費の補助金を交付します。
※予算には上限があります。(令和8年度まで実施予定)

補助金を受けられる要件

1. 補助の対象となる区域（下図）内にある店舗を所有又は賃借している者。
2. 民間事業者が行う歩行者の回遊性の向上に資する事業として市長が認める事業に参加する店舗。
3. 風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律に定める営業を行う者でない者。
4. 市税の滞納がないこと。
5. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規制する暴力団員でないこと。

補助金の対象となる工事

屋外へのサービス提供のため必要となる工事のうち

1. 店舗の出入口の新設または改修工事
2. 店舗の日よけ設置工事（店舗に固定するもの）
3. 照明灯の設置工事（店舗に固定するもの）
4. その他工事（テイクアウトのための窓やカウンターの設置など、賑わいをつくり出すために行う工事）工事内容についてはご相談ください。

補助金の額

1. 対象となる工事に要する経費の4/5に相当する額。（千円未満は切り捨て）
2. 補助金の額が50万円を越えるときは50万円を限度とします。

補助金の申請

補助金の申請は、令和7年6月16日から受付を開始し、予算額に達した時点で受付を終了します。

※詳しくは市のホームページをご覧ください。

函館市 店舗機能向上補助金

検索

その他

工事は、消防法の規定を遵守していただきます。また、補助金の交付にあたり工事内容についての審査があります。

詳しくは下記連絡先にお問い合わせください。



【 お問い合わせ：函館市役所3階 都市建設部都市計画課 Tel: 21-3361
E-mail: toshikeikaku@city.hakodate.hokkaido.jp 】